

枚方市立川越小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月

枚方市立川越小学校 いじめ防止基本方針

I. いじめ防止等のための対策の基本的な方向

いじめは、決して許されない行為である。いじめは、子どもの心と体に、また、その成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象でありながら、どの学校でもどの児童にも起こりうることである。そのため、その防止のために、子どもと大人「みんな」が総がかりで取り組むべき課題である。

学校においては、学校長のリーダーシップのもと、組織的、継続的に未然防止・早期発見・早期対応に取り組むことが必要である。

そして、日頃からすべての子どもに愛情を持って接する心を持ち、人間性や正義感を育み、信頼に基づいた良好な関係を構築する中で、日々の教育活動のあらゆる場面において、いじめを生まない風土づくりを進めていく実践が求められる。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するかどうかを判断するときに、「心身の苦痛を感じているもの」という要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

2. いじめの防止のための基本的な考え方

「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、共通理解を図ることは、「未然防止」「早期発見」そしていじめが認知された場合の「早期対応」を的確におこなうために必要とされる。

そのことを念頭に置き、いじめ防止等のための基本となる考え方を以下に示す。

- いじめは、どの子どもにも、どの集団においても起こりうる。
- いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為である。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- いじめは、教職員の児童生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- 保護者は、保護する子どもがいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導等に努めなければならない。
- いじめのない社会を実現するために、市・学校・家庭・地域は、それぞれの立場から、主体的かつ連携して取組を進めなければならない。
- 学校は、家庭・地域・関係機関と連携し、いじめのない学校づくりに取り組まなければならない。
- 子どもは、自分が大切な存在であることを自覚するとともに、決していじめをしてはならないことを認識しなければならない。そして、他者に対しては思いやりの心を持って接し、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団の形成に努めなければならない。

2. 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対応し、さらにその再発防止に努めます。

3. 具体的ないじめの態様

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

Ⅱ. 未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるということを前提にすべての児童に対し、いじめに向かわせないための未然防止に取り組むとともに未然防止・早期発見・早期対応のための組織作りを行う。

いじめの未然防止について、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、いじめを生まない土壌づくりに取り組み、「いじめが起こらない学級・学校」をつくることが重要である。そのために、年間を見通した予防的、啓発的な取り組みを組織的に計画し実施する必要がある。

1. 互いに認め合い、支え合い、助け合う集団づくり

①自尊感情を高める学級活動、学年・学校行事

学校生活のあらゆる場で、他者との関わりの中で、それぞれの違いを認め合える機会をつくる必要がある。そこでの教職員の暖かい声かけは、子どもたちに「他者から認められた」「人の役に立てた」ことを自覚させ、自己肯定感や自己有用感を持たせ、それが他者の人格に対する尊重につながっていくこととなる。

②すべての児童が参加し、活躍できる授業づくり

- チャイム着席や授業の開始・終了のけじめ、授業中の正しい姿勢や発表の仕方や聞き方等を指導し、授業が一定の規律のもとに行われるようにする。
- 一人ひとりが大切にされ、つながり・学びあいが実感できる授業。
- 学習に対する自信のなさや不安、それにとまなう消極的・否定的な態度、ひやかしやからかいがないか。
- 授業中に児童は不満や不安を感じていないか。
- 教師の何気ない不適切な認識や言動、差別的な態度や言動がないか。

③児童会・委員会活動の活性化

- 児童の自主的な活動を促し、協力と協調を通じ目標実現に取り組む。
- 児童自身が、いじめ問題を自分たちの集団の問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え行動できるように働きかける。

2. 人権を尊重し豊かな心を育てる

①人権教育の充実

人権教育の基盤である生命尊重の精神や基本的人権の尊重の精神を育み、人権意識の高揚を図る。そして、児童が他者の痛みを思いやり、「いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」と理解できる取り組みを進める。

②道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的な判断力の未熟さからおこる「いじめ」に対し、道徳教育の果たす役割は大きい。子どもたちの心に触れる教材や資料をもとに、人としての「心づかい」や「やさしさ」「気高さ」に触れ、自分自身を省みることはいじめの抑止を図っていくことが必要である。学級の児童の発達や実態に合わせた題材や身近な問題を十分に検討して取り組んでいくことが大切である。

③情報モラル講習などの充実

インターネットを通じて行われるいじめに対する対策として、児童及び保護者が発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される商法の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止及び効果的に対処できるように、啓発運動や情報モラル研修会などを行います。

3. 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者集会等において、いじめの実態や指導方針等の情報を提供し、意見交換する場を設ける。ホームページや学校・学年だより、学級通信等でも広報活動を行っていく。これらの場を活用し、保護者の役割の啓発も行う。

- 子どものいじめを未然に防止するため、日頃から子どもの話をよく聞き、ささいな変化を見逃さないことが大切です。
- 学校や地域の人々等、子どもを見守っている人々との情報交換やコミュニケーションを図ることも重要です。
- いじめの悩みを聞いたり、いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関に相談または通報することが大切です。

学校評議委員会でも、「いじめ」に関して取り上げ意見交流を行う。

4. いじめ防止等の対策のための組織づくり

いじめ防止等に関する取組みを実効的に行うため、学校長・教頭・人権担当者・生徒指導担当者・養護教諭・心の相談員等の心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織として「企画委員会」「生徒指導部会」のほか「いじめ不登校委員会」を設置し以下のことについて組織的に取り組む。

- 「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる役割
- いじめの相談、通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や子どもたちの問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめに関係のある子どもたちへの事実関係の聴き取り、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、関係の深い教職員等を追加し、柔軟に機能的な運営を行う。

Ⅲ. 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながり、深刻化の回避に役立つ。そのため、教職員は日ごろから子どもたちとの信頼関係の構築に努め、児童たちの小さな変化を敏感に察知できる認知能力を向上させることが求められる。そして子どもたちが、いじめや体罰を訴えやすい体制を整え、子どもたち一人ひとりの実態把握に取り組む。

また、教職員間の情報の共有や保護者との連携による情報の収集が大切となってくる。

1. 早期発見のための手立て

①日々の観察

いじめは大人が気づきにくい時間帯や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。昨今では、携帯電話やスマートフォンの普及により、大人に見えにくい状況が進んでいる。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。このため、日頃から子どもたちの見守りや信頼関係の構築等に努め、子どもたちが示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保ち、いじめの早期発見を徹底する。

②ノートや日記の活用

自分の考えや生活の様子を自由に書いたノートづくりを活用し、子ども自身のことや、友だちのことなどを担任とやりとりする中で生徒自信や担任に様々な気づき生まれ、信頼関係がはぐくまれる。

③教育相談

日常的な教師からの声かけ等により、児童が日ごろから気軽に相談できる雰囲気をつくるとともに、定期的な教育相談の機会を設け、相談体制を整備する。あわせて、学校は相談窓口を明らかにし、周知することにより、子どもたちに多様な相談の場が身近にあることを知らせておく。

④いじめアンケート

時機に応じ、アンケートを実施していく。児童によってはアンケートに記入することが難しい状況のあることも考えられるので、必要に応じて無記名、持ち帰り等の配慮を行い、できる限り実態の把握ができるような工夫をする。

IV. 早期対応

いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、早期に適切な措置をすることが重要である。特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。児童を守り通すとともに、的確に状況を分析し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際には、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関とも連携し、対応にあたる。

1. いじめ対応の基本的な流れ

いじめ情報のキャッチ

- ・ その場での行為の制止
- ・ いじめられた児童、知らせた児童の安全確保
- ・ 対応組織での情報共有

正確な実態把握

- ・ 当事者双方および周囲の児童から聞き取り
- ・ 聞き取りは個々に行い、記録をとる
- ・ 関係職員と情報共有し正確な事実把握をする

指導体制・方針決定

- ・ 指導のねらいを明確にする
- ・ すべての教職員の共通理解を図る
- ・ 対応する教職員の役割分担を考える
- ・ 関係機関との連携を図る

児童への指導・支援

保護者との連携

- ・ いじめられた児童を保護し、心配や不安を取り除く
- ・ いじめた児童に、相手の痛みや苦しみに思いを寄せる指導を十分に行い、「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・ 保護者と直接会い、具体的対策を伝える
- ・ 協力を求め、今後の連携を話し合う

今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う
- ・ 心の相談員等の活用も含め心のケアにあたる
- ・ 心の教育の充実を図り、いじめを再発させない取り組みを行う

2. いじめ発見時の対応

いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

○いじめられていることを相談に来た児童やいじめを知らせに来た児童から話を聞くときには、他の児童の目に触れない時や場所に配慮すること。事実確認を行う場合、いじめられている児童といじめている児童を同席させないなどの人権に配慮した措置を行う。

○状況に応じては、いじめられていることを相談に来た児童やいじめを知らせに来た児童の安全を確保するため、登下校、休み時間、放課後においても教職員の目の届くところに置くなどする。

事実確認と情報の共有

- いじめの事実確認において、正確な事実関係を把握するため、複数での聞き取りを原則とする。いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている児童から聞き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも情報を得て、正確な事実把握に努める。保護者対応にあたっては、複数の教職員であるとともに、事実のみに基づいて丁寧に行う。
- 収集した情報については、管理職の支持のもと、組織的に情報共有を行い正確な事実把握に努める。

把握すべき情報の例

- ◆加害者と被害者の確認・・・誰が誰をいじめているのか
- ◆時間と場所の確認・・・いつ、どこで起こったのか
- ◆内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・どんないじめを受けたのか？
どんな被害を受けたのか？
- ◆背景と要因・・・・・・・・・・・・いじめのきっかけは何か？
- ◆期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・いつ頃から、どれくらい続いているか？

V. 重大事態の発生

1. 調査を要する重大事態

調査を要する重大事態の例

- ◆子どもたちが自殺を企図した場合
- ◆身体に重大な被害を負った場合
- ◆金品等に重大な被害を被った場合
- ◆精神性の疾患を発症した場合
- ◆相当な期間(年間30日目安)を欠席することを余儀なくされた場合
- ◆因果関係が不明であっても、これらに至ったとの申し出が児童や保護者からあった場合

2. 重大事態の発生の報告と調査主体

重大事態の発生があれば、市教委に報告する。



市教委は、重大事態の調査の主体を判断する

①学校が調査主体となる場合

教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う

調査組織

学校が組織した「いじめ防止対策委員会」が調査を行う。

②教育委員会が調査主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同様の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査する。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査を行う。

調査組織

教育委員会の附属機関である「枚方市学校いじめ対策審議会」を招集し、調査を行う。

3. 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子どもたちの人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同様の事態の発生の防止を図るものである。

ア) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた子どもたちから十分に聴き取るとともに、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行う。

次に、調査による事実関係の確認とともに、いじめた子どもたちへの指導を行い、いじめ行為をやめさせる。

また、いじめを受けた子どもたちに対しては、状況や心情を聴き取り、いじめを受けた子どもたちの状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行う。

これらの調査にあたっては、「枚方市生徒指導マニュアル(いじめ防止編)」を参考にしつつ、事案の重大性をふまえて、教育委員会がより積極的に指導・支援し、関係機関ともより適切に連携して、対応にあたる。

イ) いじめを受けた子どもたちからの聴き取りが不可能な場合

当該の子どもたちの保護者の要望・意見を十分に聴き取るとともに、思いを重く受けとめ、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する子どもたちや教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等で行う。

4. 調査結果の提供及び報告

ア) いじめを受けた子どもたち及びその保護者への情報提供

学校または教育委員会は、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた子どもたちやその保護者に対して説明する。

これらの情報の提供にあたっては、学校または教育委員会は、他の子どもたちのプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ) 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長に報告します。

重大事態への対処チャート

重大事態の発生

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

学校

報告

教育委員会

- 「枚方市いじめ問題対策連絡協議会」等へ発生への報告
- 調査の主体を判断する

報告

市長

学校が主体で調査

教育委員会が主体で調査

いじめ防止対策委員会

〔各学校に設置〕

<構成員>

- 当該学校の複数の教職員・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者・その他の関係者等

枚方市学校いじめ対策審議会

〔教育委員会に設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

調査結果の報告

教育委員会

調査結果の報告

市長

報告

議会

必要があると認めた場合

枚方市いじめ問題再調査委員会

〔市長のもとに設置〕

<構成員>

- 弁護士・精神科医・学識経験者・心理、福祉の専門家等
- ※利害関係を持たない第三者

再調査

調査結果の報告